

1 男女平等かわさき条例

〔平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 1 4 号〕

目次
前文
第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)
第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)
第 3 章 拠点施設(第 16 条)
第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)
第 5 章 雑則(第 18 条)
附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに

対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第 2 章 基本施策等

(行動計画)

第 8 条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第 10 条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第 11 条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第 12 条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 13 条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第 14 条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第 15 条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第 3 章 拠点施設

(拠点施設)

第 16 条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第 4 章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第 17 条 第 8 条第 2 項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

2 川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

- (趣旨)
第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(委員)
第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。
(会長及び副会長)
第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。
2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)
第 5 条 審議会は、その調査審議に必要なであると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(部会)
第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。
(庶務)
第 7 条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。
(委任)
第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要

な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附 則
この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3 行動計画策定までのあゆみ

	第 3 期川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室
2008 (平成 18) 年 7 月 5 日	市長から次の諮問を受ける。 1 川崎市男女平等推進行動計画の検証・評価について 2 川崎市男女平等推進行動計画の改訂について	
2008 (平成 19) 年 7 月 18 日	「川崎市男女平等推進審議会推進行動計画の検証・評価について」を市長に答申	
2008 (平成 20) 年 7 月 24 日	「川崎市男女平等推進行動計画について」を市長に答申	
2008 (平成 20) 年 11 月 13 日		「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画(案)」を作成
2008 (平成 20) 年 12 月 10 日～ 2009 (平成 21) 年 1 月 15 日		「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)を実施
2009 (平成 21) 年 2 月 24 日		「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画」策定
2009 (平成 21) 年 4 月 1 日		「第 2 期川崎市男女平等推進行動計画」施行

修正案を審議会に諮る

4 川崎市男女平等推進審議会委員名簿

第 3 期 (平成 18 年 7 月～平成 20 年 7 月) ◎会長 ○副会長

	氏名	所属等	備考
1	いとう まさよ 伊東 雅代	川崎地域連合	
2	いの よしかず 猪野 芳一	市民公募	
3	かなづみ みちこ ◎金澄 道子	弁護士	
4	くにひろ ようこ ○国広 陽子	武蔵大学社会学部	
5	さかい かずひろ 酒井 一博	(財)労働科学研究所	
6	しのはら ゆきこ 篠原 幸子	市民公募	
7	すぎした ゆきこ 杉下由紀子	市民公募	
8	たなか としゆき 田中 俊之	武蔵大学社会学部	
9	にしむら しんいち 西村 晋一	川崎市 P T A 連絡協議会	
10	はしもと なつよ 橋本 夏代	イツツ・コミュニケーションズ(株)	
11	ひろおか もりほ 広岡 守徳	中央大学法学部	
12	みしま まさたつ 三島 雅辰	川崎市医師会	H19. 8. 9 まで
	よしむら やすひろ 吉 邨 泰弘	川崎市医師会	H19. 9. 7 から
13	わたなべ ひでき 渡辺 秀樹	慶應義塾大学文学部	

臨時委員

14	いけはし 池橋みどり	和光大学人間関係学部	H19. 2. 3 から
15	おがた やすのぶ 尾形 泰伸	武蔵大学社会学部	H19. 1. 12 から

☆本行動計画は、第 3 期川崎市男女平等推進審議会(以下「第 3 期審議会」という。)において施策の方向について審議を重ね、答申された骨子に基づいて策定しました。

第 3 期審議会は、平成 20 年度までの 5 か年を計画期間とした第 1 期行動計画について 2 度の検証・評価を行いました。本行動計画についての答申は、その評価結果から導き出された課題や、川崎市における男女共同参画をめぐる社会状況の変化等を踏まえてまとめられました。

☆第 4 期川崎市男女平等推進審議会は、平成 20 年 11 月に発足しました。任期は 2 年間です。

学識者、関係団体の代表者、企業の代表者、公募市民の計 13 名で構成され、本行動計画の検証・評価を中心に審議を進めています。

5 男女共同参画関連年表

76~
国連婦人の十年
85

西暦 (和暦)	75 国際婦人年 世界	国内
1975 (昭和50)	★国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択 ★国連総会で1976~85年を「国連婦人の十年」と決定	
1977 (昭和52)		★「国内行動計画」策定(1月)
1979 (昭和54)	★国連総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980 (昭和55)	★「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)にて「女子差別撤廃条約」署名式	★「女子差別撤廃条約」に署名(7月)
1982 (昭和57)		
1983 (昭和58)		
1985 (昭和60)	★「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	★国籍法及び戸籍法一部改正【父母両系主義の採用等】(1月) ★「女子差別撤廃条約」批准(6月)
1986 (昭和61)		★国民年金法一部改正【女性の年金権の確立】(4月) ★男女雇用機会均等法施行(4月)
1987 (昭和62)		★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)
1988 (昭和63)		
1990 (平成2)	★国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定(5月)
1991 (平成3)		
1992 (平成4)		★育児休業法施行(4月)
1993 (平成5)	★世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ★国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	★パートタイム労働法施行(12月)
1994 (平成6)	★国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択	★男女共同参画室(総理府)、男女共同参画審議会(政令。'97に法律)設置(6月)。男女共同参画推進本部設置(7月)
1995 (平成7)	★第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	★育児・介護休業法施行【介護休業の法制化】(10月)
1996 (平成8)		★「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)
1998 (平成10)		
1999 (平成11)		★男女雇用機会均等法の一部改正施行(4月) ★男女共同参画社会基本法公布・施行(6月)
2000 (平成12)	★国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	★ストーカー行為等の規制等に関する法律施行(11月) ★「男女共同参画基本計画」策定(12月)
2001 (平成13)		★男女共同参画会議、男女共同参画局(内閣府)設置(1月) ★配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)施行(10月)
2002 (平成14)		★育児・介護休業法の一部改正施行【仕事と家庭の両立支援策の充実】(4月) ★母子及び寡婦福祉法の一部改正施行【母子家庭等の自立促進】(4月) ★次世代育成支援対策推進法施行(7月) ★少子化社会対策基本法施行(9月)
2003 (平成15)		
2004 (平成16)		★配偶者暴力防止法の一部改正施行【「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充】(12月)
2005 (平成17)	★第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	★育児・介護休業法の一部改正施行(4月) ★刑法等の一部改正施行【人身売買罪の新設】(7月) ★「男女共同参画基本計画」(第2次)策定(12月)
2006 (平成18)		★労働安全衛生法の一部改正施行【労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等】(4月)
2007 (平成19)		★男女雇用機会均等法の一部改正施行【身長、体重、体力を募集、採用の要件とすること等の禁止】(4月)
2008 (平成20)		★配偶者暴力防止法の一部改正施行【脅迫に関する保護命令の拡大、市町村の基本計画策定の努力義務化等】(1月)
2009 (平成21)		

川崎市		西暦 (和暦)
行政組織の動き	協議会等の動き	
		1975 (昭和50)
		1977 (昭和52)
★婦人問題行政窓口を教育委員会社会教育課に設置(4月)		1979 (昭和54)
		1980 (昭和55)
	★川崎市婦人問題懇話会発足(6月)	1982 (昭和57)
★川崎市婦人問題行政連絡推進会議及び同幹事会(庁内連絡・調整組織)設置(1月)→川崎市女性行政推進連絡会議(97年4月)→川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(99年4月)に組織変更 ★市民局婦人室設置(6月)		1983 (昭和58)
★「川崎市男女共同社会をめざす計画」策定【第1期実施計画の策定を含む】(5月)		1985 (昭和60)
	★川崎市女性問題推進協議会(助言・チェック機関)設置(3月)	1986 (昭和61)
		1987 (昭和62)
★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第2期実施計画策定(3月)		1988 (昭和63)
★人材リスト【第1次:有識者、第2次:市民等】作成(3月) ★市民局女性行政推進室に組織変更(5月)	★川崎市女性問題推進協議会を川崎市女性行政推進協議会に名称変更(6月)	1990 (平成2)
★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第3期実施計画策定(3月)		1991 (平成3)
		1992 (平成4)
★新女性行動計画策定委員会答申「(仮称)かわさき男女平等推進プラン」(12月)		1993 (平成5)
		1994 (平成6)
★「かわさき男女平等推進プラン」策定(1月)	★川崎市女性行政推進協議会を川崎市男女平等推進協議会に名称変更(3月)	1995 (平成7)
★女性人材リスト'95年版【分野・住所・50音別】作成(1月)		1996 (平成8)
★「かわさき男女平等推進プラン」第2期実施計画策定(3月)		1998 (平成10)
★市民局人権・男女共同参画室に組織変更(4月) ★川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)事務棟開設(9月)		1999 (平成11)
★川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)ホール開設(8月)		2000 (平成12)
★男女平等かわさき条例公布(6月)・施行【第7条を除く】(10月)		2001 (平成13)
★人権オンブズパーソン条例施行(4月) ★男女平等かわさき条例第7条(パーソン関連)施行(5月)	★第1期川崎市男女平等推進審議会設置(2月)	2002 (平成14)
		2003 (平成15)
★「川崎市男女平等推進行動計画~かわさき☆かがやきプラン~」策定(5月) ★川崎市配偶者からの暴力対策関係機関連絡会設置(12月)	★第2期川崎市男女平等推進審議会設置(5月)	2004 (平成16)
	★「かわさき男女共同参画ネットワーク」発足(11月)	2005 (平成17)
★川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会設置(11月)	★第3期川崎市男女平等推進審議会設置(7月)	2006 (平成18)
		2007 (平成19)
★川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置(3月)	★第4期川崎市男女平等推進審議会設置(11月)	2008 (平成20)
★「川崎市第2期男女平等推進行動計画~かわさき☆かがやきプラン~」策定(2月)・施行(4月)		2009 (平成21)

6 男女共同参画社会基本法（抄）

目次

前文

第一章 総則（第一条～第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正平成十一年七月十六日法律第百百二号
同十一年十二月二十二日同第百六十号

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理

念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に

関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議
以下省略

7 女性差別撤廃条約（抄） （女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年 国連採択
1981年 発効
1985年 日本批准・発効

この条約の締結国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権

及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁

判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学

上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当

な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

**第四部
第十五条**

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部 以下省略

8 用語解説

	用語	解説
あ行	育児休業取得率（男性）	配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合。 【参考：川崎市役所の男性職員の育児休業取得（市長事務部局）】 平成16年度0.2%→平成17年度0.7%→平成18年度1.5%→平成19年度1.4% （※第1期行動計画上の算出方法に基づく割合） *第1期行動計画における数値目標…育児休業総取得者のうち男性の取得者が2008（平成20）年度までに10% *第2期行動計画における数値目標…配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013（平成25）年度までに6%
	M字型カーブ	女性の年齢別労働力率が、学卒後にピークを迎え、その後子育て期に下降し、40歳代で第2のピークを迎えることで、その形がMの字のようになっていること。女性が出産・育児のため、仕事の中断及び再就職を余儀なくされている労働市場のさまを示す。
	エンパワーメント	個人として、あるいは社会集団として意思決定に参画し、自立的な力をつけること。
か行	川崎再生フロンティアプラン	川崎市が進めるまちづくりの基本方針として策定した新総合計画。10年程度の計画である「基本構想」と、そこに掲げるまちづくりの基本目標の実現に向けた具体的な施策を明示した3か年の「実行計画」の2層構造となっている。
	かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）	⇒45 ページ
	管理職（課長級）職員に占める女性比率	課長級の職員総数のうち女性職員の割合。 【参考：川崎市役所の課長級女性職員の比率（各年4月1日現在）】 平成16年度6.5%→平成17年度7.1%→平成18年度8.6%→平成19年度9.9% →平成20年度11.3%（5年間の伸び率平均1.2%） *第1期行動計画における数値目標…2008（平成20）年度までに12% *第2期行動計画における数値目標…2013（平成25）年度までに18%
	協働	異なる特性を持つ主体同士が共通の目標に向かい、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し対等な関係に立って協力すること。
	経済協力開発機構（OECD）	⇒27 ページ
	行政計画	行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。
	行動計画	市の基本的な目標と施策の方向性を示し、具体的な事業を体系づけたもの。
	国連開発計画（UNDP）	開発途上国に対する技術援助活動を目的として、1966年に設立された国連の機関。人間開発指数（HDI）やジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）を発表している。
	シェルター	緊急一時保護施設。女性問題の関連では、特に夫や恋人から逃れている女性のための緊急一時保護施設のこと。一般的には、民間の女性団体やグループによる施設をさす。
	ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測るもの。人間開発指数（HDI）が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出する。
諮問	一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。「市長から審議会に一する」等。	
周産期医療	周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念で、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母子の健康を守るのが周産期医療。突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要とされている。	
情報格差	⇒41 ページ	
審議会等	「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に定める審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき設置された協議会等のこと。具体的には、市の施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する審議会等をさす。 【参考：川崎市の審議会等委員への女性の参加状況（各年6月1日現在）】 平成16年度27.4%→平成17年度27.8%→平成18年度27.0%→平成19年度27.9%→平成20年度27.9% *第1期行動計画における数値目標…2008（平成20）年度までに35% *第2期行動計画における数値目標…2013（平成25）年度までに35%	

	用語	解説
さ行	人権オンブズパーソン	⇒19 ページ
	人身取引（トラフィッキング）	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引渡し、蔵匿し、又は収受すること。
	性的マイノリティ	性同一性障害（生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる）、同性愛（性的な魅力を感じる性別が同性である）、インターセックス（外性器・内性器・内分泌系・性染色体などが、典型的とされる「男性」もしくは「女性」と異なる）などの性的少数者をさす。
	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念。その中心的な課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等がある。また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題も含まれる。
	性別による固定的な役割分担意識（性別役割分担意識）	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。例えば、「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等の固定的な考え方により役割を決めること。
	セクシュアル・ハラスメント	いわゆるセクハラ。性的嫌がらせ、特に、職場等で女性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。
た行	ドメスティック・バイオレンス（DV）	一般的に、女性が被害者になることが圧倒的に多いため、夫や内縁の夫、別居中の夫、前夫等、親密な関係において男性から女性に対して行使される暴力をさす。また、近年は、交際中の恋人や以前交際していた恋人からの暴力（デートDV）もクローズアップされており、広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。 DV、デートDVともに、法令等で明確に定義された言葉ではない。法令上は「配偶者からの暴力」となり、対象範囲に恋人を含まない。
	DV防止法（正式名称「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）	2000（平成12）年の内閣府の調査では、これまでに夫（別居中や事実婚を含む）から“命の危険を感じるくらい”の暴行を受けた経験のある女性は4.6%となった。このような状況の改善をめざし、2001（平成13）年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された。その後、2004（平成16）年12月に一部改正（事実婚を含む等「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充）、2008（平成20）年1月に一部改正（市町村による基本計画策定の努力義務化等）がなされた。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女共同参画推進員	川崎市の男女平等施策を全庁的に推進するために、各局区に2名（男女各1名）ずつ設置した委員。⇒4 ページ
	男性の参加促進	男性の参画が少ない分野について、男女ともに働きやすい環境整備や広報の工夫等を図ること。本計画では、保育職や看護職に占める男性比率の向上を図る取組が、施策45に位置づけられている。 【参考：川崎市役所における保育・看護の分野への男性の参加状況（各年4月1日現在）】 ・保育職 平成16年度1.8%→平成17年度1.9%→平成18年度1.9%→平成19年度1.9%→平成20年度1.9% ・看護職 平成16年度2.3%→平成17年度2.5%→平成18年度3.1%→平成19年度3.1%→平成20年度4.0% *第1期行動計画における数値目標…2008（平成20）年度までに保育、看護職とも3% *第2期行動計画における数値目標…2013（平成25）年度までに保育職3%、看護職5%
	答申	問いに対して意見を述べること。「市長に一する」等。
な行	人間開発指数（HDI）	「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数。平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出する。
ま行	メディア・リテラシー	メディアとは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、人々が責任ある主体として社会に参加するために不可欠なコミュニケーション手段であり、これらを主体的に使いこなす手段をメディア・リテラシーという。
ら行	労働力率	労働力人口の15歳以上人口に占める割合。 労働力人口とは、就業者と完全失業者（仕事をしていない人のうち、就業が可能で積極的に仕事を探した人）を合わせた数字。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	⇒25 ページ

※性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

（内閣府 第2次男女共同参画基本計画より引用）